

知覧飛行場跡境界の調査

—三角兵舎跡・思川水源地の境界標柱について—

大山 勇作

1. 調査の目的・方法

(1) 調査の目的と概要

知覧飛行場の建設にあたっては、多くの土地が旧陸軍に買収され、軍用地であることを示す境界標柱が設置された。

大山・八巻(2018)では、知覧飛行場跡の飛行場用地(滑走地区)周辺を踏査して、これまで確認されていたものと合わせて9本の境界標柱についての報告を行った。

また、戦後の知覧飛行場跡(軍用地)の返還にかかる旧知覧町農地委員会及び旧知覧町農業委員会の文書がミュージアム知覧に歴史資料として移管されたことによって、かつての軍用地の範囲やその返還の過程について知ることができるようになってきた(大山2019)。

これらをふまえ、1944(昭和19)年以降の拡張工事によって飛行場用地の南西に建設された三角兵舎群のおおよその範囲を特定することができたため、大山・八巻(2018)と同様に軍用地の境界に設置された境界標柱を確認することを主な目的として踏査を行った。

併せて、飛行場関係施設の水源となっていた下郡南集落に所在する思川水源地にも境界標柱が残されているという情報をいただいたため、現地確認を行った。

今回はそれらの結果について報告し、これまで知覧飛行場跡において見つかった境界標柱について整理したい。

なお本稿では、三角兵舎など基地化した飛行場用地周辺に展開した施設も含めて広く知覧飛行場と呼称する。また、各境界標柱については、「陸軍所轄地4」や「陸軍20」など、標柱に記された陸軍の所管であることを示す

文字と、連番で振られたであろう数字とを組み合わせて表記することとする。

(2) 調査の方法

調査エリアは、前回の飛行場用地の調査とあわせると第1図のようになる。

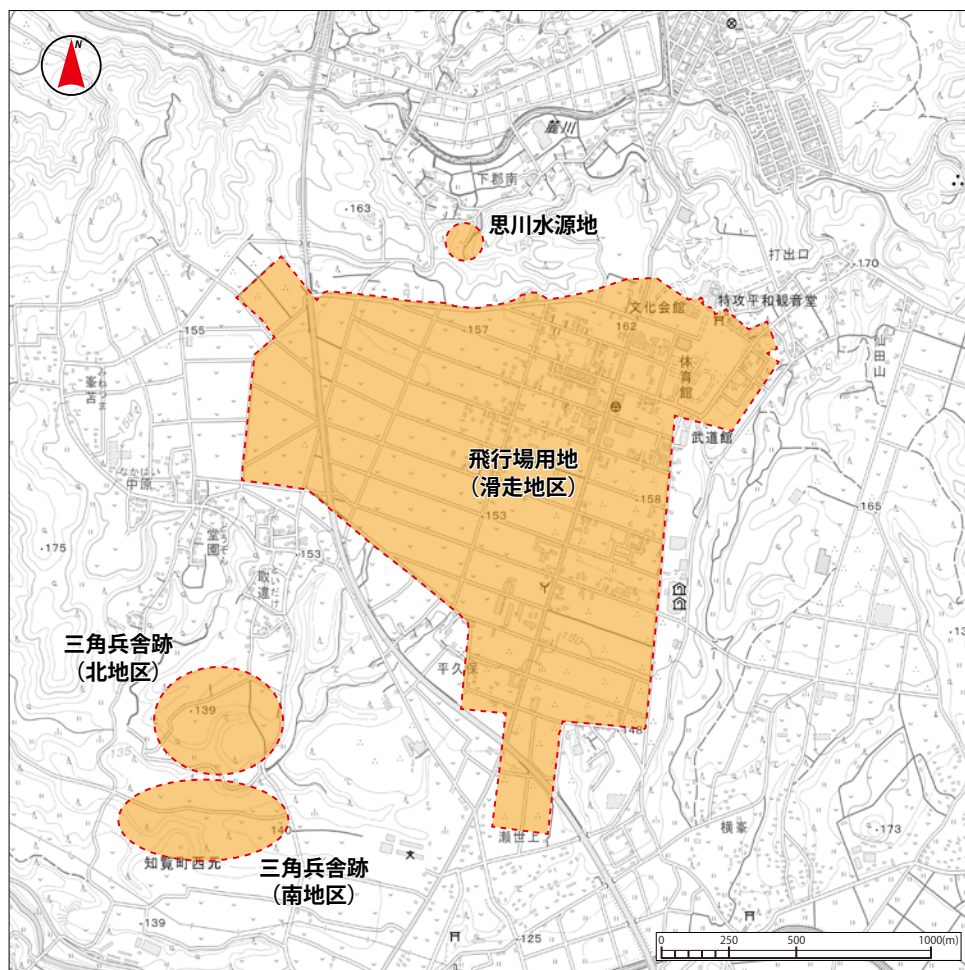
調査にあたっては、1945(昭和20)年7月に米軍が撮影した空中写真(以下、米軍撮影の空中写真)と大山(2019)において資料紹介した知覧町農業委員会の文書である『旧二二七部隊飛行場跡関係』に綴られた「知覧町知覧地区旧二二七部隊跡・旧飛行場跡賣渡計画書」(以下、売渡計画書)に掲載された、1948(昭和23)年8月1日付と1949(昭和24)年2月1日付で払い下げされた土地の地番を参考に軍用地の範囲を推定した(第2図)。

2. 三角兵舎跡の調査

(1) 北地区の調査

調査は2020(令和2)年12月18日に行った。三角兵舎跡について、今回の調査では、兵舎群のまとまりから便宜的に北地区・南地区と2つのエリアを設定した。

北地区は知覧飛行場(知覧基地)において一般に「三角兵舎跡」として認識されている場所である。ここには警備中隊が駐留していたとされる。軍用地の範囲は、売渡計画書によると、おおよそ知覧町西元字前畑、北藤塚、藤塚岡、下原平、下迫西迫を含む範囲にあたる。現在は見学用に整備されている箇所もあるが、その多くは南側が山林、北側が畑となっており、米軍撮影の空中写真と比べても現在とさほど土地利用は変わっていないようである。今回の調査では、見学者用駐車場から、



第1図 踏査箇所位置図

境界に沿って西回りに踏査した。ここでは調査協力をいただいた知覧特攻平和会館の八巻聡氏がすでに南側の境界において3本の境界標柱を確認していた（写真1～6）。

踏査の結果、前述した3本に加えて新たに北側（取違集落側）で境界標柱が1本残っていることが確認された（写真7・8）。

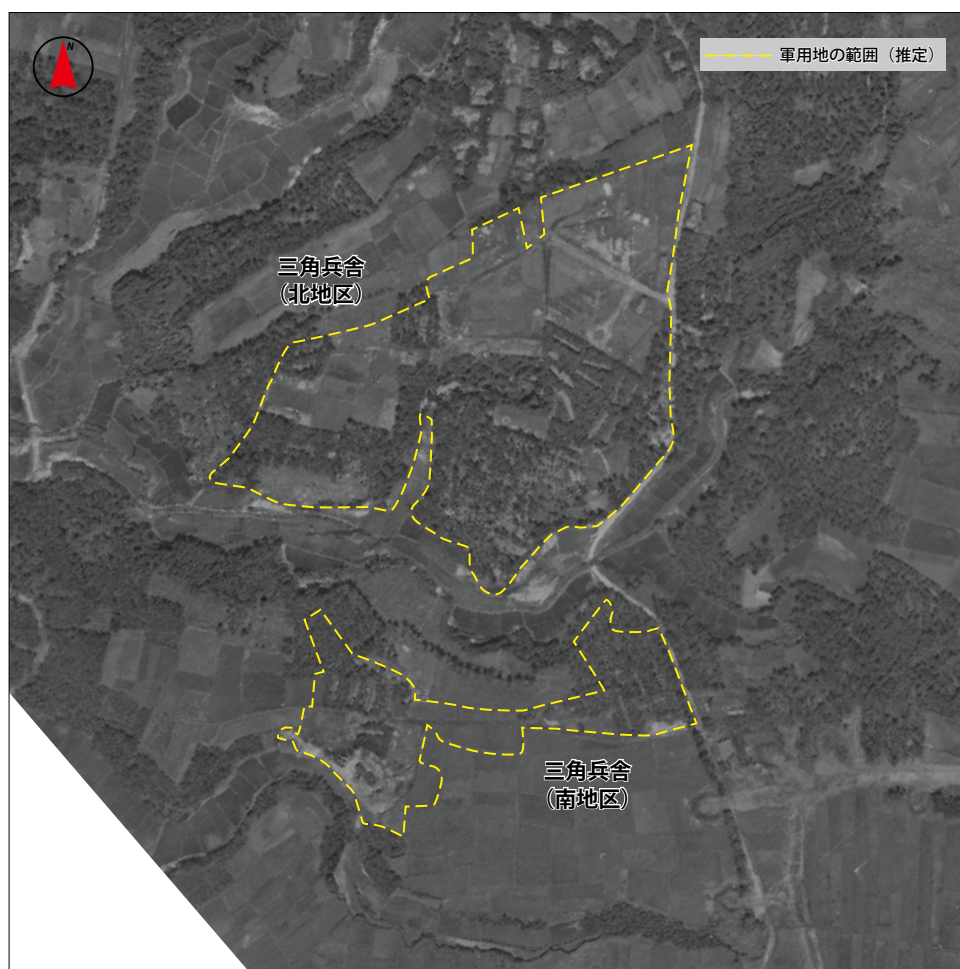
境界標柱は4本とも、当時地表面に露出していた上部が縦横約12～13cmで高さ約15cm、地中に埋められた部分の下部が計測できたもので、縦が15～20cm、横が17～20cmであり、飛行場用地において確認されたものと同じ形状であった。

また、写真9・10のような石柱がエリアの南側で2本確認された。ちょうど1本は地面に一部が埋まった状態、もう1本は斜面に寝かされたような状態で完全に露出していた。2本の標柱は、これまで確認された境界標柱

と下部と同じ大きさであり、鑿で粗削りして成形した様子もよく似ていることから、境界標柱の上部が切り取られたものとおもわれる。どの段階で切り取られたものか不明であるが、切り取られた状態でも境界を示すものや目印としての一定の役割があった可能性がある。

（2）南地区の調査

南地区は、補給中隊や、第65戦隊や第103戦隊などの特攻隊を援護する部隊が使用したり、彼らのお世話をしたなでしこ隊が控室としていた三角兵舎のあった場所である。売渡計画書によると、軍用地の範囲は知覧町西元字南藤塚、龍方比良頭の一部である。米軍撮影の空中写真では、南側部分は三角兵舎以外の建物には木々が確認できるほど生えてはいなかったが、現在では多くが山林と藪になっ



第2図 軍用地の推定範囲（昭和20年7月米軍撮影空中写真）

ている。そのため土地の境界を目視で確認することは難しい状況にあり、今回の踏査では境界標柱を確認することはできなかった。

この南地区には隣接して、自動車置き場が設けられていた。ここについても、売渡計画書に記載があったため境界を踏査したが、痕跡を見つけることはできなかった。

3. 思川水源地の調査

思川水源地は、知覧町郡の下郡南集落内に所在する南九州市有の水源地である。

ここは元々、知覧飛行場へ飲料水を供給するために水道施設が建設された場所である。『知覧町郷土史』（1962）には、1940（昭和15）年8月31日に水道設備計画図と測量基本図が完成したとある。

戦後の用地返還については、売渡計画書に現在の水源地の一部（知覧町郡字思川3251-

3）について記載があり、1948（昭和23）年8月1日付で個人に払い下げられたようである。その後、1972（昭和47）年に知覧町制40周年記念事業として、水源を旧知覧町が取得して現在に至っている。

今回の調査は、南九州市役所水道課の若松仁司氏から情報をいただき、2020（令和2）年12月18日に現地を確認した。

水源地には、当時のままの状態で境界標柱が残っていた（写真12・13）。この「陸軍所轄地4」は、正面を水源地側（軍用地側）に向けて設置されていた。また、これまで確認された「陸軍所轄地」の境界標柱と同様に、天部の矢印や数字はモルタルに型押しされていた。大きさは縦横15cmで、地面から30cmの高さがあった。

標柱は、基本的に「陸軍所轄地」「陸軍」の文字が軍用地を外から見えるように設置さ



写真1 陸軍77 (正面)



写真2 陸軍77 (背面)



写真3 陸軍78 (正面)



写真4 陸軍78 (背面)



写真5 陸軍87 (正面)



写真6 陸軍87 (背面)



写真7 陸軍100 (正面)



写真8 陸軍100 (背面)



写真9 上部が欠損したとみられる境界標柱 (1)



写真10 上部が欠損したとみられる境界標柱 (2)



写真12 陸軍所轄地4 (正面)



写真13 陸軍所轄地4 (天部)

第1表 知覧飛行場跡における境界標柱

	種別	番号	矢印の方向	設置場所等	現地現存	備考
1	陸軍所轄地	4	右 (→)	知覧町郡 (思川水源)	○	矢印は地籍の境界線に沿っている。
2	陸軍所轄地	15	右 (→)	知覧町郡 (飛行場用地)	○	矢印は地籍の境界線に沿っている。
3	陸軍所轄地	60	右 (→)	ミュージアム知覧収蔵		上半分のみ残存。上別府自治会内で発見。
4	陸軍所轄地	116	右 (→)	知覧特攻平和会館収蔵		完形。打出口自治会内で発見。
5	陸 軍	1	正面奥 (↑)	知覧町郡 (打出口自治会内)		個人所有。完形。
6	陸 軍	5?	左 (←)	ミュージアム知覧収蔵		文字の部分は墨が塗られている。知覧平和公園内で発見。
7	陸 軍	16	正面 (↓)	知覧町郡 (打出口自治会内)		個人所有。半分に分かれた状態。
8	陸 軍	20?	右 (→)	知覧町郡 (飛行場用地)	○	矢印は地籍の境界線に沿っている。
9	陸 軍	?	?	知覧町郡 (飛行場用地)	○	上部は削られ、番号や矢印は読み取れない。
10	陸 軍	77	左奥 (ノ)	知覧町西元 (三角兵舎跡)	○	地面から浮き上がり当時の状態を留めていない。
11	陸 軍	78	左 (←)	知覧町西元 (三角兵舎跡)	○	矢印は地籍の境界線に沿っている。
12	陸 軍	87	左 (←)	知覧町西元 (三角兵舎跡)	○	矢印は地籍の境界線に沿っている。
13	陸 軍	98	正面奥 (↑)	知覧町西元 (上別府自治会内)		個人所有。完形。
14	陸 軍	100	?	知覧町西元 (三角兵舎跡)	○	矢印は欠損しており、判別することができない。

※1 表は、大山・八巻(2018)を筆者が加筆・修正したものである。

※2 矢印の方向は、正面を「陸軍」・「陸軍所轄地」と刻まれた面と正面としてみたときの向きを示す。

※3 三角兵舎跡で確認された境界標柱の下部とみられる石柱については掲載していない。

れたようであるが、「陸軍所轄地4」については、「陸軍所轄地」の文字が軍用地側を向いて立っている。おそらく標柱の立っている場所は、背後が木佐貫原台地の崖面であり、崖面側に軍用地であることを表示する必要性がなかったためではないかと推測される。

水源には、その後の施設改修や治山事業などによって建設当時の施設等は残っていないが、境界標柱のほかに崖面にはシラスを掘って壕が築かれていたり、これまでの発掘調査で出土したものと、戦時中のものとみられるコンクリート片などがみられた。

4. 考察

これまでに確認された境界標柱をまとめると、第1表のようになる。標柱は大きく「陸軍所轄地」と「陸軍」2種類に分けることができる。それぞれは一定の規格に基づいて製作されていたと考えられ、目視で観察したかぎりでは、形態から編年することは難しい(図3・4)。

境界標柱の設置時期については、詳しい記録がないために不明であるが、用地買収と建設工事の段階で設置されたものと仮定として、知覧飛行場の歴史から時系列に整理すると、①1939～1940(昭和14～15)年頃の飛行場用地の買収がなされた「飛行場建設決定期」、②1940～1942(昭和15～17)年にかけ

ての「飛行場建設期」、③1943(昭和18)年以降の拡張工事とそれに伴う用地買収がなされたであろう「飛行場拡張期」が考えられる。②には飛行学校としての使用時期も含む。①～③に現地現存している境界標柱8本を当てはめると、①～②に「陸軍所轄地4」・「陸軍所轄地15」・「陸軍20」・「陸軍?(番号不明)」の4本、③に「陸軍77」・「陸軍78」・「陸軍87」・「陸軍100」の4本が該当する。

これらをふまえて、「陸軍所轄地」と「陸軍」の種別と表示された番号とを地図上に示してみる(第5図)。「陸軍所轄地」については、確認例が少ないため現段階で傾向を読み取ることは難しいが、「陸軍」は、戦後に抜かれて地域住民が転用したものも、近くにあった標柱を持ち帰ったと仮定すると、建設時期の早い施設の境界標柱ほど数字が1～20と小さく、建設時期の遅い(終戦に近づく)ほど77～100と大きくなる傾向が読み取れる。

おわりに

今回の調査により、飛行場用地(滑走地区)だけでなく、その周辺の三角兵舎や思川水源地でも軍による用地買収がなされて境界標柱が設置され、現在においても5本残存していることが確認された。

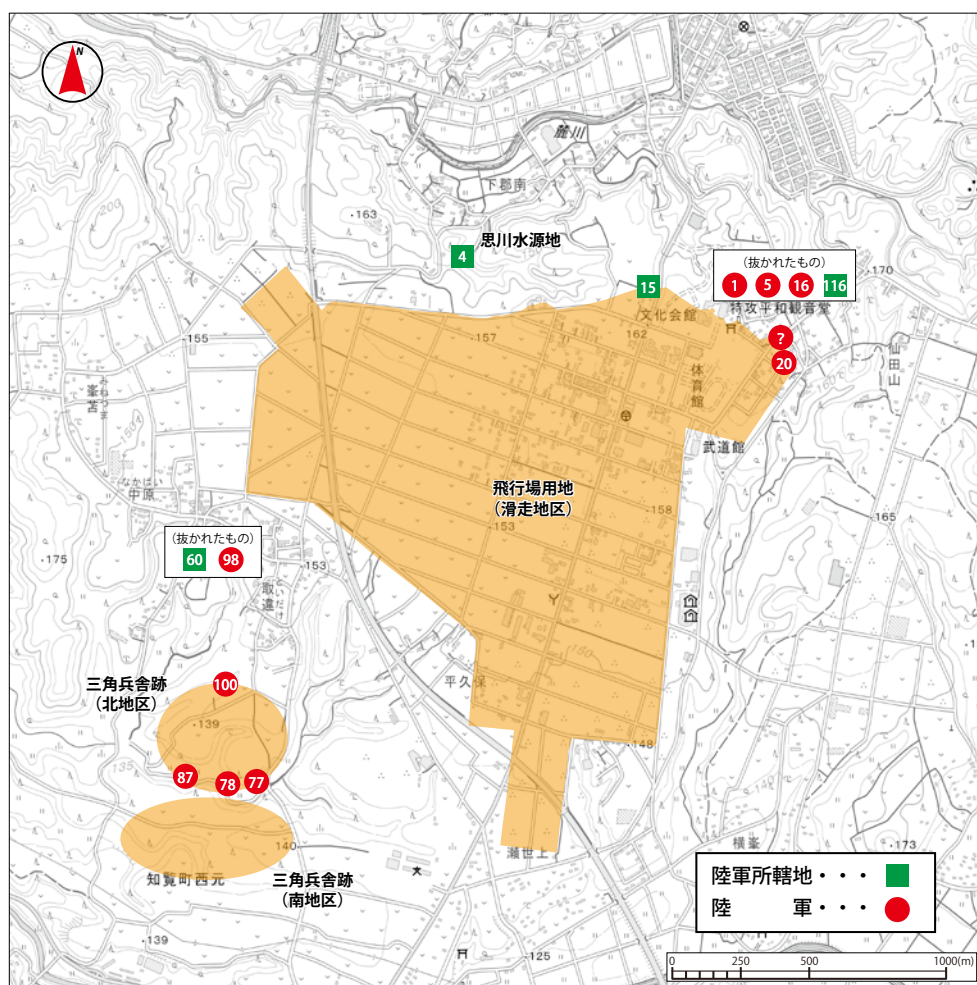
現地に残る境界標柱の確認事例が増え、歴史資料とあわせてその設置範囲と時期を考察



図3 陸軍所轄地「15」と「116」の写真比較（それぞれ上から天部・正面）



図4 陸軍「5？」と「87」の写真比較（それぞれ上から背面・天部・正面）



第5図 境界標柱位置図

できるようになったことで、徐々にではあるが、知覧飛行場の一つの側面が見えてきた。しかし、今回報告したことは、当時としては皆が知っている当たり前のことであったかもしれないが、当時を知る人が少なくなる中にあることは、できるだけ早い段階で記録しておかなければ地域の歴史から忘れ去られることは容易に想像できる。

今後は、「陸軍所轄地」と「陸軍」の区別や、標柱の設置時期や基準についての考察を深めるため、境界標柱の設置された可能性のある箇所の踏査や形態分類のための実測作業の実施、他の軍用地の設置状況などを調査して、軍用地であったことを今に残す数少ない痕跡を記録していきたい。

謝辞：調査にあたり、知覧特攻平和会館の八巻聡氏には、三角兵舎周辺の現地案内や各施設についてご教授いただきました。南九州市役所水道課の若松仁司氏には、思川水源地の情報及び資料の提供をいただくとともに、長年の業務経験と知識に裏打ちされた興味深いお話をうかがうことができました。感謝申し上げます。

【引用・参考文献】

- 大山勇作・八巻聡（2018）「知覧飛行場境界の調査」『ミュージアム知覧紀要』第15号 ミュージアム知覧
- 大山勇作（2019）「資料紹介 知覧飛行場の戦後処理に関する旧知覧町農地委員会文書」『知覧特攻平和会館紀要』第2号 知覧特攻平和会館
- 知覧町郷土史料調査委員会編（1962）『知覧町郷土史』

（おおやま・ゆうさく 南九州市役所主査）

【要約】

旧陸軍知覧飛行場における三角兵舎跡と思川水源地において、当時の軍用地の境界に設置された境界標柱について踏査を行った。調査にあたっては、米軍が戦時中に撮影した空中写真や、戦後の軍用地返還の際に旧知覧町農業委員会が作成した売渡計画書をもとに軍用地の範囲を推定した。その結果、すでに分かっていたものも含めて、三角兵舎跡で4本、思川水源地で1本の計5本の境界標柱を確認した。また、大きさや形状から上部が失われたとみられる境界標柱2本も確認した。

今回までの調査で、知覧飛行場跡では計14本の境界標柱が見つかっており、大きく「陸軍所轄地」「陸軍」と刻まれた2つ種類に分けることができる。それぞれは一定の規格で製作されており、形態から編年することは難しいため検討の必要がある。

また、飛行場施設の変遷と境界標柱の現状から標柱の設置された時期について考察すると、「陸軍」と刻まれた標柱に振られた番号は、関係する施設が建設された時期が早いほど1～20と数字が小さく、建設時期の遅いものほど77～100と大きくなる傾向を読み取ることができる。

<Summary>

Survey of the boundary markers at the Chiran Airfield site**- boundary markers at the ruins of the triangular barracks and the Omoigawa water source-**

We conducted a survey on the boundary markers installed at the site of the triangular barracks and the Omoigawa water source on the land formally used by the Imperial Japanese Army Chiran Airfield.

The extent of the military land was estimated based on aerial photographs taken by the US military during the war and the sales contracts prepared by the former Chiran Town Agricultural Commission when the military land was returned after the war.

We confirmed a total of five boundary markers, four at the site of the triangular barracks and one at the Omoigawa water source. Another two boundary markers were found, but from their size and shape, they seem to have lost their upper parts.

In the surveys conducted so far, a total of 14 boundary markers have been found at the Chiran Airfield site, which can roughly be divided into two types of engraving, “Army jurisdiction” and “Army”.

Since all the boundary markers were manufactured to certain specifications, their chronology is difficult to determine and therefore needs further consideration. The numbers engraved on the boundary markers and their physical states allow us to determine in what order they were installed and therefore when the construction of the related facilities began, with the “Army” boundary markers engraved 1 to 20 installed earlier than the markers engraved 77 to 100.